

第15回民間資金等活用事業推進委員会  
議事録

内閣府  
民間資金等活用事業推進室

## 第15回民間資金等活用事業推進委員会議事次第

日 時：平成19年11月15日 10:01～11:05

場 所：中央合同庁舎4号館4階共用第4特別会議室

### 議事

- (1) 「PFI推進委員会報告(案) - 真の意味の官民のパートナーシップ(官民連携)実現に向けて - 」について
- (2) その他

### 出席者

#### 【委員】

森下委員長、碓井委員、高橋委員、前田委員、山内委員、宮本委員

#### 【事務局】

大田大臣、松元政策統括官、赤井民間資金等活用事業推進室長、  
町田参事官、後藤参事官補佐

赤井 P F I 推進室長 ただいまから、第 15 回「民間資金等活用事業推進委員会」を開催いたします。

私は、内閣府 P F I 推進室長の赤井でございます。

本日は、皆様方、大変お忙しいところを御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

まず、会議の開催に当たりまして御報告でございますが、本年 5 月 6 日に西野文雄先生がお亡くなりになり、これに伴い、これまで専門委員として御活躍いただいていた武蔵工業大学環境情報学部環境情報学科教授の宮本和明先生が本日付で委員に任命されました。新しいメンバーの名簿は、お手元にお配りしているとおりでございます。

本日は、委員 9 名のうち 6 名に御出席いただきました。定足数の過半数に達しておりますので、委員会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、以降の議事進行につきましては、森下委員長にお願いしたいと存じます。

森下委員長 皆さん、おはようございます。

委員の皆様方には大変お忙しいところ、御出席いただきましてありがとうございます。

本日は、公務御多用の中、大田大臣に御出席をいただいております。ありがとうございます。大田大臣よりごあいさつをいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

大田大臣 おはようございます。森下委員長をはじめ、委員の皆様には日ごろから P F I の推進に御協力、御支援いただきまして、本当にありがとうございます。

この建物の隣には、本格的な官民合同の建築であります合同庁舎 7 号館が 10 月にでき上がりました。とても役所の建物とは思えない素敵な建物で、古い 4 号館にいる者にとってはうらやましくてたまらないような、金融庁は移るそうなのですが、私どもも移りたいなと日ごろから思っております。

5 月には、美祿に初の刑務所 P F I であります社会復帰促進センターができ上がりました。私もこの夏に見てまいりました。刑務所という厳しい規律が要求される中であっても、民間の創意工夫が隅々まで生かされておまして、受刑者、刑務所で働く方々、地域社会の方々、それぞれのことを十分に配慮した画期的な刑務所で、私も大変感銘を受けました。P F I 事業は、今、実施方針が発表されているだけで 290 件ということで、この日本に本当に定着してきたなという感じがいたします。

委員の先生方におかれましては、御就任されて 2 年間、精力的に御審議いただきまして、心からお礼申し上げます。特に森下委員長には、この 11 月 27 日で任期満了と伺っております。2 期 4 年にわたりまして委員長の重責を果たしていただきまして、厚くお礼を申し上げます。

この 2 年間は、P F I が地域に根づいた 2 年間ですし、病院ですとか刑務所といった運営の比重が高い P F I が増えてきました。P F I にとっては大きな発展の 2 年間であったと思います。委員の先生方には、この 2 年間を支えていただき、改めてお礼申し上げますとともに、これからも引き続き P F I への御支援、御協力をどうぞよろしくお願いいた

します。

森下委員長 ありがとうございます。大臣は御多用でございますので、ここで御退席をされますので、よろしくお願ひしたいと思います。大変どうもありがとうございました。

(大田大臣退室)

森下委員長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まずは、事務局から資料の確認をお願いいたします。

事務局 それでは、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をごらんください。

上から順に、まず、議事次第。次に、座席表の1枚紙。その次に、資料といたしまして「PFI推進委員会総合部会報告」。資料2といたしまして「税制・補助金におけるPFIのイコールフットィングの現況」の1枚紙。資料3といたしまして「今回の報告の概念図」のカラー3枚のものがございます。

その次に、参考資料1といたしまして「PFIに関するアンケートの結果について」。参考資料2といたしまして「PFIに関する公開意見募集の結果について」。参考資料3は、本委員会の名簿でございます。参考資料4は、総合部会の名簿となっております。参考資料5は、前回6月に開催されました第14回委員会の議事録でございます。

それと、一番下に、その6月の委員会の際におまとめいただきましたガイドライン、その他を冊子にしたものがございますので、適宜御参照いただければと存じます。

不足等ございませんでしょうか。もし不足等がありましたら、事務局の方まで御連絡ください。よろしくお願ひいたします。

森下委員長 本日の議事は、「PFI推進委員会報告(案)について」でございます。

当委員会では、本年6月に開催されました第14回PFI推進委員会において、今後の委員会における調査審議事項として、本法に基づく事業に対する国等の取組状況等を検証した上で、今後のPFIのあるべき展開方法や、PFIをさらに一層効率的に活用するために対応すべき課題について、総合的に検討することといたしました。

それに伴いまして、委員会の下に設置されている総合部会において、専門的に検討を進めていただきました。

本日は、山内部会長から、これまでの総合部会の検討結果について御報告をいただき、当委員会としての報告書を取りまとめるべく、皆様方の御意見をちょうだいいたしたいと考えております。

それでは、山内部会長、よろしくお願ひいたします。

山内部会長 承知いたしました。それでは、総合部会の検討状況につきまして、御報告を申し上げたいと思います。

総合部会では、特に取りまとめということを前提にしまして、7月から8回にわたりまして部会を開催いたしました。そこで調査検討を進めてきたわけでございます。

この部会では、地方公共団体、経済団体等、民間事業者、金融機関、関係各省といった

ところからヒアリングを行いました。それから、国民各層から広い御意見をいただくということで、パブリックコメント、公開意見募集を行いました。それから、公共施設等の管理者の皆さんにアンケート調査もいたしました。こういったいろいろな手段を使いまして、幅広く P F I に関する御意見を伺いました。

そういった御意見、御要望をもとに、11月9日に第22回総合部会を開きまして、ここでこれらの御意見、御要望を参考にしつつ、真の意味の官民パートナーシップの実現といったことを目指した報告、それから、それにかかわる課題、今後の方向性についてを示すような報告、こういったものをまとめました。「P F I 推進委員会総合部会報告」というところでまとめたものです。先ほど事務局から御確認いただきましたその報告が、今日の資料1ということでお配りしていただいております。

今日のこの委員会では、この報告をもって、総合部会における検討の結果として報告させていただきたいと思っております。

内容は、多岐にわたりますので、事務局から説明ということにしたいと思えます。よろしく願いいたします。

森下委員長 ありがとうございます。それでは、事務局、どうぞよろしく願いします。

事務局 それでは、私の方から簡潔に御説明をさせていただきます。

今、部会長の方からお話しございましたとおり、本日、ちょっと厚手の資料1という資料をお配り申し上げております。これに従って簡潔に御説明をいたしますが、あわせて資料2、資料3をお配りいたしております。こちらについても適宜触れさせていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料1でございますけれども、まず、目次の方をごらんくださいませ。こちらは5章立てになっております。

まず、第1に「はじめに」ということです。第2に、我が国の P F I の現況ということで、「我が国の P F I の現況」と、前回の法改正以降、推進委員会ないしは政府が講じてきた措置について、簡単にレビューをいたしまして、その後、現下の政策課題への P F I の対応といったことについて触れさせていただいております。

第3章、こちらが一番メインのところでございますけれども、「現下の P F I の課題と今後の対応の方向性」ということについて触れさせていただいております。

第4章として、そのうち特に「重点的に検討し速やかに措置を講ずべき課題」というものをくり出してあります。

第5章、「おわりに」ということでございます。

それでは、早速内容に入らせていただきます。

まず、「はじめに」でございますけれども、4ページをお開きください。こちらは、今、部会長から御紹介がございました経緯について述べさせていただいているとともに、中ほどでございますけれども、P F I の基本方針では、P F I 事業の着実な実施は、低廉かつ

良質な公共サービスの提供、公共サービスの提供における行政の関わり方の改革、民間の事業機会を創出することを通じた経済の活性化という3つの成果をもたらすと期待されているところであり、その点につき明記をいたしました。

今回このような観点から意見聴取等の成果も踏まえまして、真の意味の官民のパートナーシップ実現に向けた課題と今後の方向性について、本部会の報告として取りまとめたものということ、今回の部会の報告の位置付けとして明確に整理をさせていただいております。

次に、第2「我が国のPFIの現況等」でございます。6ページをお開きください。

6ページ、まず、2-1ということで「我が国のPFIの現況」について触れさせていただいております。

9月末現在で289件、10月末現在ですと、先ほど大臣から御紹介がございましたとおり290件ということでございますが、ここ数年間、年間40から50件程度の増加で推移しております。事業の総額では約2兆4,000億円ということで、件数、事業規模等において着実に進展しているところでございます。

このうち、既に半数以上のものが供用開始、運営段階に至っているところでございますので、このような状況に対し適切に対応していく必要があるということについて、簡単に触れさせていただいております。

次に、2-2の平成17年のPFI法改正以降本委員会及び政府が講じた主要措置ということで、簡単に「VFM算定」、「入札契約制度」、「税制及び国庫補助金等」、8ページにまいりまして「情報発信機能の強化」ということで触れさせていただいているところでございます。

8ページでございますけれども、「2-3 現下の政策課題への対応」ということでございます。

御案内のとおり、地方財政の健全化、地域活性化、国有財産の有効活用、それから、後ほど触れさせていただきますが、社会資本ストックの老朽化、地球温暖化対策等、現下の政策課題、さまざまあるわけでございますが、こういった政策課題に対応する手法の一つとして、PFIはその活用が見込まれているということについて、ここで御紹介をしております。

それから、世界銀行であるとか、IMFであるとか、最近、国際的なPPP/PFIのノウハウの共有のための国際会議等が盛んに開かれているわけでございますが、そういった動きの一環といたしまして、国際的なPPP/PFI契約等の標準化の動きというものが見られるところでございます。PFIの今後の課題を検討するに当たっては、こういった国際的な潮流ということにも十分留意する必要があるということについても触れさせているところでございます。

次に、11ページ、第3章「現下のPFIの課題と今後の対応の方向性」でございます。こちらについては、大変恐縮でございますけれども、私ども拙く資料3ということで簡単

なポンチ絵を作らせていただきました。まず、全体をおつかみいただくために、こちらで簡潔に内容を御説明させていただきたいと存じます。

私ども、経団連その他民間の皆様方、いわゆる公共側につきましては、地方公共団体等に対するアンケート、パブリックコメント等を実施いたしまして、広くPFIについての課題等々について御意見を伺ったところでございます。そういった中で、民間事業者さんの方から出た御意見と申しますのは、PFIというのは、本来、官民が対等なパートナーシップを構築して、それで推進していくべきものであるものの、実際の事業の進捗を見ると、官民が対等な立場にはあるとは言い難いという御不満でございました。官が強いということでございます。

それから、官側、公共施設等の管理者等の方でございますが、こちらにつきましては、PFIは非常に手間がかかって、使いやすい手法とは言い難いので、ちょっと敬遠しようかなという動きがあるという御懸念を御指摘いただきました。

こういったお話を踏まえまして、今回の総合部会では、大きく3つの方向性を打ち出していただきました。まず第1に、民間の方から御不満がございます「対等なパートナーシップ」、こういうものの真の実現のための速やかな環境の整備をはかるべきであるということ、その具体的な対応の方向性についてお示しをいただいたわけでございます。

それから、公共施設等の管理者等、公の方でございますけれども、こちらからは「手間がかかる」ということでございますので、もちろん事業の性格に応じてさまざま変わってくるわけでございますが、やはり英国と同様に、一定の標準化、ノウハウの共有化ということをはかっていくべきであり、そういったことによって、より使いやすい制度に改善していくべきだと、こんな御指摘をいただいたところでございます。

それから、もう一点、特にこれは民間の皆様方から御指摘をいただいたわけでございますが、先ほども政府ないしは推進委員会の方でさまざまな措置が講じられていることについて御紹介をいたしたわけでございますが、こういったことがPFIの現場になかなか伝わっていないという状況があるということでございます。したがって、こういった成果を速やかに現場に浸透していくようなさまざまな措置、努力ということをあわせて行うべきだということでございます。

以上3点の大きな方向性をお示しをいただいたところでございまして、これらを踏まえ、いただいたさまざまな意見、課題を15に整理をいたしました。その15についてそれぞれ対応の方向性を提示させていただいたところでございます。

ただ、今申し上げたような、特に民間、公、それぞれの方から、非常に強い問題意識をいただきましたので、そういったものに対して速やかに対応すべきものとして、大きくくくって4つほど整理をいたしました。ここにございますとおり、個別具体のプロセスごとの課題、指定管理者、市場化テストといった他の官民連携手法とのノウハウの共有等、地球温暖化防止への対応、補助金・税制等の支援措置のイコールフットINGの必要性ということでございます。

こういったものにつきましては、早急に、1年と言わず、半年程度で、できる限り私どもとしてこういった御提言をいただければ、措置を講じていきたいと考えているところでございます。

そのほか、残りの課題につきましては、なかなかすぐに結論が出ない。じっくりとご議論していただくようなお話も入ってございますので、継続的に検討すべき課題ということで整理をいたしているところでございます。

こちらが第3章以下の大きな枠組みでございます。

それでは、以上のことを踏まえまして、11ページ以下、簡単に御説明をさせていただきたいと存じます。

まず、11ページ、「3-1 現状についての認識」でございますけれども、まず、冒頭、着実に進捗して、現下の政策課題にも貢献することが見込まれるPFIでありますけれども、今御紹介をしたとおり、官民それぞれからいろいろと御不満等が出ており、さらに推進していこうという熱意が従前に比し後退しているのではないかという指摘があるということで、今申し上げた民間、公共からの御不満、懸念を御紹介しているところでございます。

それから、12ページでございますけれども、そういったことに対応するために、今申し上げたような方向性を考えていく必要があるということ整理をした上で、15の個別課題について対応の方向性を整理したということで、15の個別の課題について入っていくということでございます。

そこで、「3-2 個別の課題」でございます。

こちらについては、まず「要求水準の明確化」ということに触れております。

PFIについては、性能発注でございますので、仕様等を示すというものではございません。したがって、管理者等の意図は、入札説明書公表時に示される要求水準書のみによって示されることとなります。したがって、要求水準書をいかに明確に、その意図が伝わるように作るかということが、PFIが成功するか否かの大きなキーになるわけでございます。必ずしもそこがうまくいっていないということで、13ページ、「(1) 要求水準書作成前の段階での明確なコンセプト形成の必要性」といったところでございます。

要求水準書作成前の段階で管理者等が何を求めているか明確に整理できず、結果として丸投げになっている事例があるという指摘がございます。こういったことに対応していくために、管理者等のニーズの検討状況を事前に「事業コンセプト書」として書面に取りまとめるといったことをしたらどうかということを方向性として打ち出しまして、それについて今後「プロセスのガイドライン」等に位置付けて公表する必要があるというように方向性を示しているところでございます。

次に、「(2) 要求水準書の具体化、明確化、精緻化の必要性」ということでございます。

先ほども申し上げましたとおり、要求水準書、できるだけ管理者の意図が明確に伝わる



ように、ある程度具体的に整理をしていく必要があるわけでございます。ここらについてなかなか御認識のないところがございますので、要求水準書の具体的な作成のあり方を示す指針を作成するとともに、そういったものを踏まえて、事業分野ごとに要求水準書の標準化を促していく必要があるのではないかということで方向性を打ち出しているところでございます。

次に、14 ページの方にまいりまして、「(3) コストの要求水準書の内容との関係を明確化する必要性」ということでございます。

要求水準は性能発注の仕様でございます。ですから、本来は要求水準書に見合った形でコストが検討され、これがいわゆる予定価格として設定されるべきであります。現実には必ずしもこういった検討のプロセスを経て要求水準書を作成されているわけではございません。結果として入札参加者にこの予定価格ではとても実現不可能な過大な内容の要求水準書を示している事例が見受けられると指摘されているところでございます。こういったことに対応していくために、総合部会ではおおむね2つほど御意見がございました。

1つは、要求水準書の内容をまとめた上で、今申し上げたような「予定価格」を設定するというところでございます。

それから、2番目は、「予定価格」ということでいきますと、いろいろと法令上等の問題も出てまいりますので、上限拘束性のない参考価格というものを提示していく。ないしは、「予定価格」の算定根拠を示すこと、こんなことが具体的な対応策として提示がなされました。今後こういった選択肢を検討いたしまして、現行制度の枠組みの中で可能なものから整理をし、ガイドライン等に位置付けて公表していく必要があるということで、対応の方向性を整理していただいております。

次に、「2) 契約書等の標準化の推進」ということでございます。

英国でPFIが飛躍的に発展した要因の一つが、いわゆる案件組成にかかるコストの縮減策を1997年当時に実施をしたということでございます。我が国は英国等と比較をいたしますと、契約書等の標準化はあまり進んでおりません。これが公共の方がPFIが手間がかかるとして敬遠している要因の一つとしても推測されるところでございます。

次のページにまいりまして、したがって、こういった観点からの標準化はなされるべきであるということで整理をいたしまして、ただ、この場合、条文のみを示すのではなくて、背景となる考え方を付し、さらに、それぞれの事業の状況に応じて、適切かつ柔軟に活用がされるよう、応用動作をしていただくよう、十分留意すべきという旨も付した、いわば標準契約書モデル及びその解説といったもので示していく必要があるということで、対応の方向性をお示しいただいております。

次に、「3) リスクの分析及びリスクマネジメントについての考え方の整理の必要性」ということでございます。

PFIにおいては、リスクを明確に認識するということは極めて重要でございまして、リスクを最もよく管理することができるものが当該リスクを負担するという考え方にした

がって、リスク分担をしているところでございます。

ただ、現行のPFI事業におけるリスク分担等に関するガイドラインにつきましては、具体的にそれではリスクをどのように分析して、そしてその対応策をどうやっていくかというリスクマネジメント等を行う際に、実務的に配慮すべき点ということが必ずしも書き込まれておりません。したがって、こういったことについて具体的な指針を今後示していくことが必要であるといったことについて、対応の方向性としてお示ししていただいております。

次に、「4）より透明性が高く民間の創意工夫が生かせる入札プロセスの実現」ということでございます。

こちらにつきましては、「透明性の確保」、「対話方式の充実」、「より民間の創意工夫が生かせる入札プロセス」ということで、3点に分けて整理をしていただいております。

まず、「透明性の確保」でございますが、民間事業者の皆様方からは、審査委員会をPFIの場合、設置するのが一般であります。事務局と審査委員会の役割分担が不明確、審査委員が専門外の事項を審査する事例がある。それから、非選定理由について、非選定事業者に対し十分な説明が行われていないというような御不満を御指摘されているところでございます。

実は、これらについては既にガイドラインで明確にお示ししているところでございますが、なかなかこれが現場に伝わっていないということでございますので、まず、今後さまざまな手段を講じて、現場にガイドラインの趣旨を浸透させていくことが必要ということで整理をしているとともに、例えば、落選をした理由については、本当に聞きたいことが落選者に伝わっていないというところがどうもあるようでございまして、対面で、かつ口頭で説明を受けたいという御意見が非常に多うございます。したがって、そういったことを実際にやっております英国のデブリーフィング等も参考にして、今後具体的な手順等を整理をしていったらどうかということについて、方向性として示させていただいております。

次に、19 ページでございますが、「(2)対話方式の充実」でございます。こちらについては、昨年の11月に、関係省庁連絡会議幹事会申合せがなされたところでございますが、なかなかこれも現場に浸透していないということでございますので、現場に浸透させるとともに、具体的な手順につきまして、プロセスのガイドラインに盛り込む必要があるということで、方向性を示していただいております。

もちろん、そのほかにも検討すべきことが現行法制度の枠組みの中でもございますし、それからまた、こちらにつきましては、PFI法の附則の方で明確に検討するということが位置付けられております。したがって、今後、こういった多段階審査方式について、それから、対話方式について、国内法令への位置付け等の検討も不断に行うべきだということで整理をいたしております。

次に「(3)より民間の創意工夫が生かせる入札プロセス」ということでございます。

こちらは、民間の創意工夫、ノウハウを生かすことによりまして、場合によっては要求水準書以上のVFMを生み出していくということも当然考えていくべきだろうということをもまず明確に示していくべきだというように整理をいたしました。実際に英国ではそのようなことが、いわゆるヴァリアントビッドとして行われております。もちろん日本とは状況が違いますので、そういったことを十分に踏まえる必要がございますが、今申し上げたようなことも参考にして、こういったことが具体的に実現できるような仕組みを検討していくべきであると整理をしております。

次に、「5）運営段階における課題に対する適切な対応」ということでございます。

(1)は、制度変更、技術革新等に伴う当初定めた要求水準書の内容の変更に適切に対応するメカニズムの導入」ということでございますが、5年ぐらいたつと技術等も随分変わりますので、当初決めておいた要求水準書が陳腐化してしまうということはまああることでございます。英国では、こういったことに対応するようなさまざまな仕組みがございますので、こちらも、こういったことも少し参考にし、先ほど申し上げましたような「標準契約書モデル及びその解説」といったところに具体的な契約の条項、そしてそれについての考え方ということをも位置付ける必要があるということも整理をさせていただいております。

次に、「(2)事業の運営が適切になされるモニタリング、支払いメカニズムの充実」というところでございます。こちらについては、5つほど小見出しをつけてございます。

まず、の「要求水準、モニタリング、支払いメカニズムの連動の必要性」ということでございます。

これは、PFI、実際に運営段階に入って、要求水準書どおりのサービスが提供されているかどうか、それをきちっとチェックをして、もしそれがなされていないようであれば、いわゆるサービス購入価格の減額といったような形、これを支払いメカニズムとよんでおりますが、それによって適正さを担保していくという仕組みが必要不可欠であるわけでございます。

したがって、本来こういったものは連動するべきであり、一体として作成する必要があるわけでございますが、なかなか我が国ではそういったところまで至っておりません。ただ、一部の公共施設等の管理者等では、こういったものを取り入れてやっていこうという動きもございますので、こういった動きを支援し、そしてさらに促進するためにガイドラインであるとか、先ほど申し上げました標準契約書モデルの中で具体的な考え方等、作成の指針を示していくということも方向性を示していただいているところでございます。

次に、22 ページ、「金融機関のモニタリング等の役割の重要性とユニタリーペイメントについての普及啓発」でございます。

御案内のとおり、PFIについては、金融機関がコミットをしているというのが通常の公共事業との大きな違いでございます。この金融機関の役割の大きなものとして、今申し上げましたように、運営段階でのモニタリングということがございます。こういった金融

機関の本来の役割を適切に発揮させるために、まず、こういった金融機関の役回りということをよく管理者等に対してお示ししていく、普及啓発を行う必要があるということですが、これとあわせて、特にBOTについては、サービス水準維持の強い動機付けをはかることとなります。ユニタリーペイメントについて、一定の条件のもとに導入をはかっていくよう、その具体策について検討し、その具体策について普及啓発を行う必要があるというふうに整理をしていただいたところでございます。

次に、でございます。「直接協定のガイドライン等への適切な位置づけ等の検討」ということでございますが、管理者等と金融機関が直接契約を結びます直接協定、これは、今申し上げたような適正なPFIの事業の実施ということを保証する上では非常に重要なものでございます。そういったものの認識を頭に置いた上で、現在必ずしも適切に位置付けがなされていないガイドライン等への位置付けをしていく必要があるということと方向性を打ち出しているところでございます。

それから、「インセンティブのあり方等支払いメカニズムの充実の検討」でございますが、インセンティブについては、総合部会でもさまざま御議論がございましたが、実態としては4割程度の事業がインセンティブを導入しているところがございますので、そういった実態も踏まえて、インセンティブのあり方を含めた支払いメカニズムの充実について検討し、その検討結果について、ガイドラインその他に位置付ける必要があるのではないかということと方向性を打ち出しているところでございます。

それから、「建設段階のモニタリングの実施方法等についての検討」ということでございます。

PFI、安全性の確保、その他さまざまな課題を別途御指摘をいただいているところでございます。そういったところから見ても、建設段階におけるモニタリングの実施方法等についてもきちっと整理をする必要があるのではないかとということで、その結果をモニタリングに関するガイドライン等において提示する必要があるということで整理をしていただいているところでございます。

次に、「(3) 中立的な裁定機関の必要性」ということでございます。

これは、先ほど「必ずしも対等なパートナーシップにない」と申し上げましたけれども、民間の方からは、もし理不尽なことをされても、駆け込む駆け込み寺がないというお話もいただいたところでございます。これにつきましては、両当事者の係争ということでございますので、まず、係争の処理の考え方、段階的な処理の進め方、具体的な手順等を明確に示していく必要があるのではないかといたした御意見でございました。したがって、そういったことを今後検討して、その具体的な手続を標準契約書モデル等において整理し、位置付けていく必要があるのではないかとということで方向性を打ち出させていただきました。

それから、「(4) 事業期間終了後の課題に対する対応」ということでございますが、事業期間終了後の施設の機能の状況等について、要求水準書では明確に書き込まれていな

いということでございますので、今後そこら辺について対応をきちっとやっていきましょうということでございます。

それから、「(5) 運営の比重の高い事業における選定事業者のマネジメント能力の重要性」ということでございますが、こちらにつきましては、病院等の運営の比重の高い事業について、今申し上げたようなところが問題になっておりますので、選定事業者の実態ということを十分に踏まえて、そこら辺についてきちっと検討していくべきだということと方向性を打ち出させていただいております。

次に、「(6) VFM評価についての継続的な検討」でございます。

こちらについては、PFIの核となる考え方でございますので、今後とも引き続き検討をしていこうということでございます。

それから、「(7) ファイナンスについての検討」ということでございます。こちらにつきましては、「(1) 資金調達のあり方についての検討」ということと、「地域金融機関の活用の必要性」ということで2つに分けてございます。

まず(1)でございますけれども、我が国のPFIの資金調達については、ローンのコストがボンドのコストに比較し優位性があるということで、ローンによる資金調達が主流であり、また、融資債権等を売買する市場であるセカンダリーマーケットも発達していないというのが現状であるということでございます。

しかしながら、今後、金利動向、資金の需給動向が変わる可能性もございますので、できるだけ選択肢を広くさせて、そして市場を形成していくために、資金調達のあり方について継続的な検討が必要であるということと方向性を整理していただきました。

次に、「(2) 地域金融機関の活用の必要性」ということでございますが、地域の金融機関、27 ページのところに書いてございますけれども、地域の情報を幅広く有している等さまざまな強みがございます。こういった地域の金融機関の活用のため、必ずしもメガバンク等と同等ではないノウハウの移転等が促進されるような方策を検討すべきだというのが第1点。

それから、第2点といたしましては、今後、地域経済への波及効果の大きい事業ということが増加をしていくということもあり、管理者等、地域金融機関、地域企業の三者が連携してこういった事業を進めていくという傾向もさらに高まっていくと考えられますので、ノウハウ等が偏在しないよう、例えば地域金融機関等のネットワークづくりの検討が必要であるということと、2点ほど方向性を打ち出させていただきました。

次に、「(8) 補助金、税制等の支援措置のイコールフットingの必要性」ということでございます。

28 ページでございますが、御案内のとおり、PFI法の施行以来、税制・国庫補助金等の制度については、政府においてさまざまな措置が講じられておりますが、しかしながら、いまだ完全なイコールフットingが実現されているわけではございません。また、管理者等からその実現に向けての要望が強いということから、今後とも継続的にイコール

フットイングの実現に向けて努力する必要があるということで方向性を示していただいております。

それから、「9) 他の官民連携手法とのノウハウの共有、活用及び必要な調整の実施」ということですが、これは先ほども申し上げましたとおり、指定管理者制度、市場化テスト等あるわけですので。今後ともこういった制度を視野に入れて、PFIについてのあり方を検討していくとともに、官民連携手法に関する実務上の課題というのがさまざま現場からでてまわっているところですので。こういったことにつきまして、関係省庁が連携して、今年1月に関係省庁連絡協議会を立ち上げておりますので、そういったところも活用していきながら、助言等を行っていくことが必要であろうということで整理をしていただいたところですので。

それから、「10) コンサルタントの役割の更なる向上の必要性」ということですが。

我が国のPFIの発展にコンサルタントが果たした役割というのは少なからず大きいということですので。もちろんコンサルタントだけではなく、数多くの事業経験のある民間事業者さん、こちらによっても実質的になされた部分が大きいと考えられるわけですので。

ただ、今後のPFIの更なる発展ということを考えたときに、こういったコンサルタントだけでなく、それと相対で接する管理者等の職員の資質を高めていく努力といったことも支援していく必要があるであろうということで、このようなコンサルタントの活用をどのようにはかるべきかといったことについての指針の作成等について検討する必要があるということで方向性を示していただき、また、先ほど申し上げましたとおり、運営段階に至った事業が全体の過半となったということに対応いたしました新しいコンサルタントの役割ということについて検討、さらに、必要な制度環境を整えることについて検討することが必要であるということで方向性を打ち出させていただきました。

それから、「11) 官民双方がノウハウの共有化をはかる効率的な仕組みの検討」ということですが。

こちらにつきましては、これまでのPFI事業に関する情報やノウハウを蓄積し、官民双方が先行事例における知見を活かして、より効率的な仕組みを構築することが必要であるというようなことですので。こういった際に、英国でのPUKであるとか、韓国のPIMACであるとか、こういった仕組みも参考にすべきであるということですので。

それから、「12) プレーヤーの拡大の必要性」ということですが。

PFI、外国でもかなり一般的ですので、こういったところで活躍されている海外企業が我が国の市場の新たなプレーヤーになるということもPFIの発展にとって歓迎すべきことと考えられるわけですが、なかなか現実にはそうになっていないということですので。そういったことに対応するために、国際標準に即したルールの導入、それから、透明度の高い事業プロセスの促進など、海外企業にも活用のしやすいPFI制

度の活用環境の整備をはかることが必要であるということで方向性をお示しいただきました。

それから、「13) P F Iの市場の拡大に向けた検討」ということでございます。

こちらについては、特に民間の事業者さんの方から御要望が多かったところでございますが、民間事業者さんの市場参入をさらに促進するためには、リスク移転を促進し、より複雑で大規模な、民間事業者にとって魅力的な案件の増加が必要であるといった御指摘をいただいたところでございます。

こういったことに対応していくために、32 ページでございますけれども、これまで官の事業領域とされていた公共サービスの分野についても対象とするべきとし、特に公営企業及び公共インフラ整備とその管理についての民間活力の活用をいかにして進めるかが重要な課題であるとの指摘があるというように整理をいたしまして、今後の更なる展開を見据えた際には、新たな金融手法の活用、また制度の見直しも視野に入れながら、このような指摘も踏まえた検討を行う必要があるということで方向性を整理していただきました。

それから、先ほども申し上げましたとおり、既存のストックの老朽化がこれからさらに増加していくということが考えられるわけでございますが、可能な分野につきましては、P F Iの活用をはかる必要があるということで整理をしていただきました。

それから、また、P F Iに限ることなく、民間の活用をはかるためになされているさまざまな議論についても参考とし、民間の創意工夫をより生かしていく観点から検討を深めていくことが必要だということについても整理をしていただきました。

それから、「14)地球温暖化防止への対応」ということでございます。

来年は京都議定書の第一約束期間の初年に当たるわけでございます。P F I事業で整備される施設の大半が、今、一番排出量の伸びが著しい業務その他の部門に属しますので、P F I事業でも温室効果ガスの削減ということが急務になるということでございます。

こちらにつきましては、P F I事業ではかなりの程度実際に取組みをなされているところでございますが、さらにその取組みを促進するために、地球温暖化対策について要求水準書において明確に位置付けるといったことにつきまして、先ほど示しました指針に明記していくということと、それから、審査基準にもそういったことを配慮すべきということ等を管理者等の皆様方に普及啓発をはかるということで方向性を示していただきました。

それから、一定の施設につきましては、光熱費がP F I - L C Cに算入されていないというような御指摘がございますけれども、やはりV F Mの向上、温暖化ガスの削減ということから考えますと、算入をするという方向性を打ち出していくことが適当だということで、一定の条件のもとに光熱費についてP F I - L C Cに算入することなど、適切な対応策について検討することとするということで方向性を整理していただきました。

それから、最後、「15)災害対応その他現下の政策課題にかかわる検討」ということでございます。

こちらにつきましては、災害対応の分野についてもP F Iの活用の可能性について検討

が必要だということについて、まず方向性を打ち出ささせていただきます、それから、先ほど2 - 3のところでも示させていただきました地方財政の健全化、地域の活性化、国有財産の有効活用、こういったものへの対応についても、PFIの具体的な活用の方策について、今後さらに検討を深めることが必要であるということで方向性を打ち出させていただきます。

以上が15の課題とそれについての対応策ということでございます。

それから、3 - 3でございますけれども、「これらの課題にかかわる具体的な対応策を検討する際の留意事項」ということでございます。

これは、こういった観点で検討してくださいということを注意的に示しているわけですが、まず第1に、「あるべき規範の充実化及び標準化」ということで、例えばガイドラインとかそういったことにこだわらず、さまざまな形で推進委員会、政府の方からインフォメーションを出していくということが必要だということでございます。

それから、2)でございますけれども、例えば公共団体その他の管理者等の皆さんの中で、かなりグッドプラクティスということがなされているところでございますが、こういったものがなかなか共有化されていないということがございます。こういった知識と経験の共有化と普及ということをやっていくべきだということで、こういった2点を頭に置いた上で、今後さらに対応の方向性を具体化していくべきであるということで整理をしているところでございます。

それから、4番、35ページでございますが、「重点的に検討し速やかに措置を講ずべき課題」ということで4つほど整理しておりますが、まず第1に「個別具体のプロセスの課題」というのは、先ほど御説明いたしました要求水準の明確化、契約書の標準化の推進、リスクマネジメント等についての考え方の整理、より透明性が高く民間の創意工夫が生かせる入札プロセスの実現、運営段階における課題の対応、こちらについては一括して整理検討をすべきだということで、まず1つの区切りとしてお示ししております。

それから、他の官民連携手法とのノウハウの共有等につきましては、官から民への動きをさらに促進していくために必要な対応をしていくことが求められるということで、もう一つの区切りとして整理しております。

それから「3)地球温暖化防止への対応」につきましては、来年が第一約束期間の初年になるということで、速やかな措置を講ずる必要があるということで整理しております。

それから、最後、「4)補助金、税制等の支援措置のイコールフットイング」でございますが、こちらにつきましても、いまだ実現をしていないということで、今後とも実現をしていくために不断の努力を行うことが必要だということで、最後のカテゴリーとして整理をしているところでございます。

最後に「おわりに」でございますけれども、現在、急速なスピードで時流変化をしているわけでございます。まさに私どもに求められているのは、変化に対応するスピードということで、この報告書を踏まえ、政府において真の意味の官民のパートナーシップがはか



られ、官民双方にとって使いやすい手法となるよう速やかな措置が講じられることを期待するものであるということで締めているところでございます。

さらに、資料の3でございますけれども、こちら、3枚紙になっております。

1枚目は、先ほど御説明をしたとおりでございますが、1枚めくっていただきますと、「個別課題の相互の関係」というものが出ております。特に、こちらの方では「重点的に検討し速やかに措置を講ずべき課題とその具体的な方向」につきまして、それぞれが相互に連関をしておりますので、そちらの連関について整理をしたものでございます。

それから、3枚目は、そういった個別課題を幾つかのグループに分けまして、それぞれの関係について整理をし、それぞれが有機的に結び合っ、そして更なるPFIの発展につながっていくのだということを整理をしているところでございます。適宜御参考にしていただければ幸いです。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

森下委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただいま御説明いただきました「PFI推進委員会総合部会報告」につきまして、皆様から御意見、御質問をいただきたいと思っております。最後のまとめになりますので、どうぞ御意見、御発言をいただきたいと思っております。A委員、どうぞ。

A委員 前回の第14回推進委員会以降、私は実務の方から見ておりまして、PFIがどのような状況にあったかと申しますと、従来のデフレの傾向の中で、実はコストの問題というのはあまり表面化していなかったわけですが、特にこの夏以降、建築資材を中心としてコストが非常に上がっており、インフレ下において、PFI手法を用い、非常に長い時間をかけて、当初合意した契約金額の中で公共事業をやっていくということは、實際上極めて難しだろうというのが、私の問題意識であり、状況認識でございました。

その中で課されていた課題について、今回は精力的に取りまとめを行ってくださり、この内容であれば、民間事業者の方々が不満に思っておられることをおおむねすべて取り上げたいと考えております。

公共サイドから見ますと、PFI手法が使いにくいということの一番大きな理由は、いずれにせよ時間がかかる。特に、今年度に入って以降、指名停止の問題がございましたので、入札手続きを開始した後、応募者が事実上いなくなってしまうのではないかと不安がございました。一方で年に一度の予算を通すために腐心しておられる訳ですから、予算を通した後で事業が進まないということは大きな問題だったわけで、PFI事業を行うについてこうした不安があると、PFIの導入について、どうしても消極的にならざるを得ない。後者の問題はさておきとして、前段、民間事業者の不満に対してどのように対応していくかについて、今回は非常に踏み込んだ内容になっておりまして、実はこの報告書をまとめる過程で、こうした問題を先に取り込んで、幾つかについては既に実現していただいております。

少々長くなるんですが、3つほど例を挙げますと、過大な要求水準と申しますか、予定

価格で見積もられているコストが安過ぎるという問題につきましては、筑波大学の病院 P F I のケースにおいては、提案書提出前にもう一度予定価格を見直すということをされて、民間事業者に対して過大な要求をすることのないように、という手立てを講じておられます。

対応に関しましては、同じく筑波大学附属病院の P F I 事業については 10 月から、東京との松沢病院の P F I 事業については 11 月から、対話の方式を実施しております。松沢の件については、私自身も審査委員として、対話手続きがきちっと実践されておるかどうか見てまいりましたが、予想以上に民間事業者の方の御意向を伺うことが出来る、要求水準の明確化を図る上で、予想以上にプラスの面があるということがわかり、安心いたしました。

3 番目の物価上昇面において、運営の開始後にコストが足らなくなるという点については、従前から 5 年に一度のサービス対価の見直しという条項を規定していたのですが、去年の 1 月に事業者を選定し、その後契約協議をし、昨年暮れに契約が締結されて、現在工事が始まっているという東京都の多摩基幹病院の P F I 案件において、やはり運営費の見直しの重要性は非常によく認識されております。その後の案件においても、やはりこの規定の重要性については、官民ともに認識しておるということでございます。

私といたしましては、ここで取り上げられた課題について、とにかく実現させると、そういうことで、すぐれた P F I 事業を実現していくということで尽力したいと考えております。

以上です。

森下委員長 ありがとうございます。それぞれ部会の中で御意見をいただきまして、つくり上げていただいたと。ありがとうございます。ほか、ございませんでしょうか。どうぞ。

B 委員 私の意見はすべてこの報告書に盛り込まれております。少しコメントというか、追加をさせていただきますけれども、要求水準書の明確化というのは、P F I 事業にとって当然のことではありますが、そのあまりにも当然のことを強調しているという点に、改めて重要性を世の中に呼びかけたいという気持ちであります。

それから、P F I 事業は長期にわたるわけですが、そういう中で、契約、あるいは文書による継続的な管理の持続ということが非常に重要なわけですが、ただ、そうは言いつても、おそらく人の問題というのを避けて通ることができません。そして、特に公共施設と管理者の側の能力をどうやって保持していくかということ、これは公務員の方々など、大変異動が頻繁でございまして、つまり、現場の職員は異動していく。そういう中で、現場と中央の関係をどう位置付けるかも問題ですが、これからおそらく人の問題というのが重要な課題になって再び浮かび上がってくるような気がいたします。

それから、34 ページの知識と経験の共有化と普及という項目が入っておりますけれども、それとの関係で、いろいろヒアリング等を通じて感じたことですが、公共施設等管理

者の職員の方は、一つの事業を進めることによって、大変な貴重な能力を形成しておられるわけですね。ここに書いてあるように、それどう伝播させるかということは大きな課題だと思いますが、それとの関連で、他の地方公共団体において、そういう経験を積んでいる人を活用するということが最も有効だという場面もあります。この推進委員会としてよけいな口出しをする事柄ではないのですけれども、地方自治法には専門委員という制度もございまして、長のもとに専門的な調査を行わせるための職員を置くことができることになっています。地方公共団体相互間などにおいて、そういう制度を活用して、ある能力を積んだ人が同種の事業を他の地方公共団体がやるというときに、専門委員の身分を取得して、守秘義務をきちんと負った上で事業を遂行できるという工夫もされたらよいのではないかと。

最後の点は何も推進委員として発言することはない蛇足ですが、以上です。

森下委員長 ありがとうございます。どうぞ。

C委員 総合部会の中で意見を述べさせていただきまして、それはすべてこの中に含めていただいております。改めて付言させていただきますと、PFIというのは、Value For Money を高めるために調達方式として採用するわけであり、その Value For Money の源泉は、リスクの適切な移転にあるということでございます。その中で、これまでの事業のすべてとは申しませんが、どういうものがリスクであるかという認識と、その分担の仕方を、いわば星取表においてどちらが分担するかだけの一応の形だけで取り扱っているように見受けられます。その中でリスクが適切に本当に認識されていて、そしてそれが正しく分析されていて、その結果としてそうなっているのかどうかというところに疑問を持っております。

そのように考えますと、今回、特に、リスクを明確に認識し、それをある程度定量的に分析し、そしてそれを最適な人に管理してもらうというシステムを、改めてもう一度PFIの関係の方々に認識していただければと考えております。

そのときに、何も難しい方法を押しつけるのは大変ですから、いかにそういうことを実務的な手法として、PFIに携わる一般の方々に使っていただけるものにしていくのかに関して、検討していかなければいけないのではないかなと考えております。

以上でございます。

森下委員長 御意見でした。ありがとうございます。ほかはございませんでしょうか。Dさん、どうぞ。

D委員 今回、それほど厚くはないんですが、内容的には非常に濃い内容であったのではないかと思います。全体で15のテーマと課題ということでまとめていただいたわけですが、私どももかねて申し上げていたことが大分入っております。

しかし、内容を見てもみますと、今後の検討にかかっているということであろうと思います。約300近いPFIの事業が実際に行われてきて、そこで出てきたさまざまな課題が盛り込まれて、どういう方向性をもって検討すべしということだと思いますけれども、これ

は当然のことながら、P F Iのよりよい形での発展を願うわけでございますけれども、考えてみますと、これは同時に、行政全体にもはね返ってくるのではないかと。

特に、この過程の中で私が非常に印象的だったのは、仙台市さんだったと思いますけれども、業務要求水準書、この重要性というのを非常に認識するようになったと。これはどういうことかといいますと、今までは、公共調達は何を買うということであったものが、国民あるいは住民に対して、何をやる、何ができる、そのために事業を行うということ認識されだしたのかなと。これは非常に大きな変化ではないかと。その意味では、まだまだ私も検討してつまびらかにしていかなければならないことも多いのかと思いますけれども、その意味でP F Iの第2ステップといいますか、そのスタートになる報告になるのではないかなと思います。

以上です。

森下委員長 ありがとうございます。どうぞ、E委員。

E委員 今、何人かの委員の方から、今回の報告書の内容についてコメントいただきました。特に、この報告書の内容というのは、私自身が言うのも何ですけれども、かなり高度なものになっていると思っています。特に、P F Iは具体的にどういうふうに進めていくのか、そういった実務の面と、それから、そもそもP F Iというのはどういうふうに関するためにやるんだ、こういう理念、理論面と、ある意味ではそれを融合した形で、実務にも応用できる本来の姿ということを論じたものになっているのではないかと自負をしているわけですが、特に、今、D委員おっしゃったように、これで一つのスタートラインに立ったという認識だと思えます。この中で方向性やあるいは具体的な案を提示をして、それを具体的にどういうふうを実現していくのかというのが次のステップになると思いますので、これは私自身も含めて皆さんの御協力を得て進めていかなければならないと思っております。

最後に、今回これをまとめるに当たりましては、事務局の大変な御努力と熱意、能力というものを実感した次第です。最後に感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。

森下委員長 ありがとうございます。今日、御出席の委員の皆様方には、総合部会の山内部会長の方でこの夏以降精力的に取りまとめいただきまして、本当にありがとうございました。おかげさまで報告書の案がまとまったわけでございますが、今日の時点でこのまとめていただいたものを、今は案でございますが、報告書とまとめさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

(委員うなずく)

森下委員長 皆さん方、大変精力的に取り組んでいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。それでは、この案を報告として取りまとめまして、事務方の方から本日公表をさせていただくという運びにさせていただきたいと思えます。よろしくどうぞ。ありがとうございました。

議題はそれでございますけれども、それ以外に何か御意見ございませんでしょうか。

ないようでしたら、私の方から一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

先般来、先生方には御高承のとおり、P F Iは、公共施設の整備や管理の単なる効率化という手段ではなしに、その発想には我が国の行政運営のあり方、さらには、我が国の公共と民間の関係について、抜本的に見直しを迫ることが内在しておるわけでございます。

そういう意味で、今回取りまとめていただきました報告書の副題にも「真の意味の官民のパートナーシップ実現に向けて」とございますように、本報告書に沿って、今後ともじっくりと腰を据えてP F Iに取り組んでいく必要があると思っております。

今般は、こうしたさまざまな分野において課題がございましたけれども、山内部会長をはじめ委員、専門委員の皆様方に大変御尽力いただきまして、このようにまとめていただきましたこと、重ね重ね厚く御礼を申し上げる次第でございます。

最後になりましたけれども、私、この2年間、皆様方の御協力を得まして、この任を終えますこと、重ねて御礼を申し上げます。改めて皆様方の御協力を感謝いたします。ありがとうございました。

以上で本日の委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。